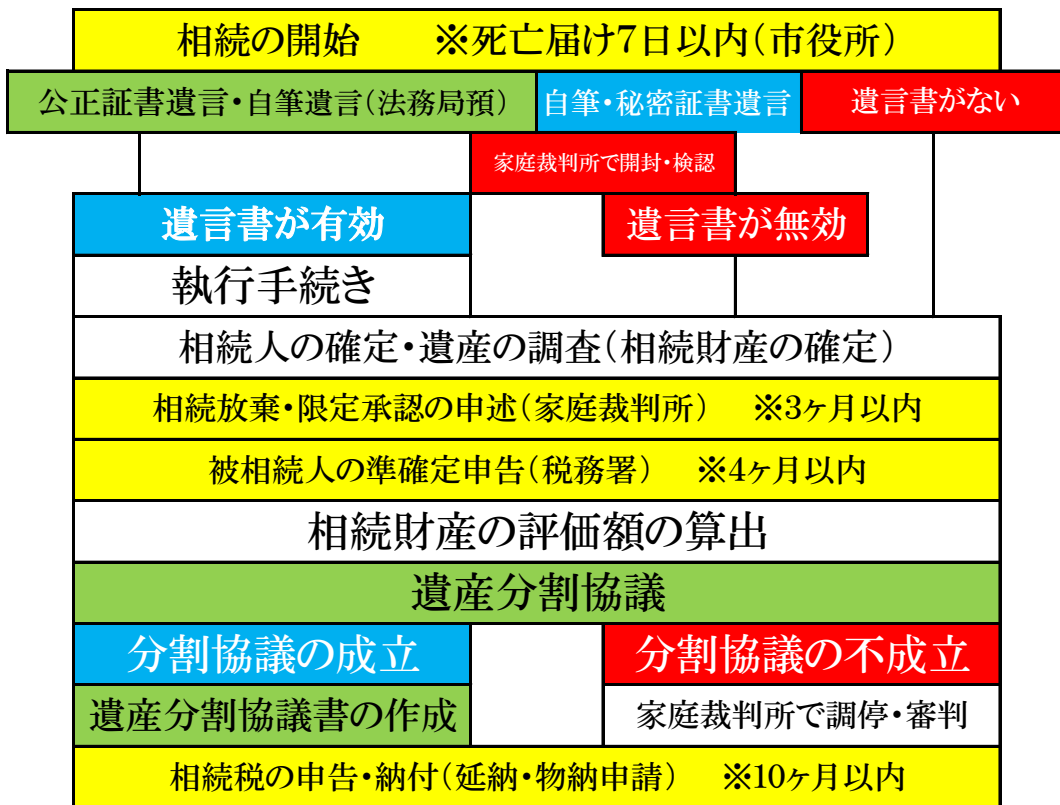


相続手続きのスケジュール

・亡くなられた時から相続が始まります。相続手続きの流れをおさえてみましょう。



【お客様からのご依頼、ベスト7】

- ① 相続手続全般(協議書・関係図・相続人調査等)の業務
- ② 法定相続情報による解約・名義変更等の業務
- ③ 民法改正に伴う遺言書・契約書等の起案作成業務
- ④ 事務の委任・任意後見契約(移行型)の起案業務
- ⑤ 離婚協議書の起案作成と公正証書作成サポート業務
- ⑥ 内容証明(意思を確実に伝える)の起案作成代行業務
- ⑦ 贈与契約書・賃貸契約書等の文章の起案作成業務

ご相談者様の「お悩み解決」の一助になれば幸いです！
初回のご相談料は
「無料」でございます！

ご相談者のご希望の日時でご予約をお願い申し上げます！

ご予約先

06-6439-6311

※業務上、日時のご変更をお願いする場合がございます。

ホームページ
もとむら法務事務所
motomura-sgj.jp

検索

事務所 所在地

塚口さんさんタウン2番館 2F

公証役場・年金センター前

〒661-0012

尼崎市南塚口町2-1-2-204

阪急塚口駅より徒歩1分の場所



行政書士 本村康人

1. (概算)課税対象額を求めよう

①相続財産＋みなし相続財産＋3年以内の贈与＋相続時精算課税

②非課税財産＋葬式費用＋債務控除 ③基礎控除(3,000万円＋600万円×法定相続人の数)

課税対象となる金額＝①－②－③

2. (概算)相続税を求めよう

①各人の課税価格を求める 課税対象額×各人の法定相続割合＝各人の課税価格

②各人の仮の相続税額を求める 各人の課税価格×税率－控除額＝各人の仮の相続税額

③各人の仮の相続税額を合計し相続税の総額

④各人が実際に納める相続税額を求める

相続税の総額×実際に相続する割合＝実際の相続税額

配偶者の軽減措置(法定相続分又は1.6億円までは課税されない)

相続税 早見表	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
	～1,000万円以下	10%	—
	1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
	3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
	5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
	1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
	2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
	3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
	6億円超～	55%	7,200万円

相続財産の解約及び名義変更業務

※不動産名義変更・住所変更の義務化

不動産	法務局	申請書・遺言書・分割協議書・戸籍謄本など
預貯金	金融機関	依頼書・分割協議書・戸籍謄本・印鑑証明書など
株式	証券会社	名義書換申請・戸籍謄本など

☆相続手続きに関するご相談と

遺言・任意後見・各種協議書作成のサポート

☑まずは相談だけでいいのでしてみたい

☑相続手続きの仕組みだけ知りたい

☑詳しい専門家に任せた方が手続きが確実に出来そう

☑相続手続きがわかりにくくて面倒

☑相続人が遠方にいるので、戸籍謄本等の取得が面倒

☑相続手続きがよくわからないので、時間がかかりそう

☑高齢のため、自分で手続きするのは難しい

☑忙しくて、自分で手続きする時間がないのでお願いしたい

☑手続きにかかる費用や期限等を知っておきたい

☑何から手をつけたらよいかわからない

法定相続証明情報制度について

※この制度を利用しますと**相続手続きにかかる時間短縮**につながります。

※相続登記・預金の払戻・株式名義変更・保険の請求・相続税の申告利用可。

※特に銀行・保険会社・証券会社等の手続は「スムーズ」にいきます。

ご覧頂きありがとうございました

この機会に「遺言する立場」「相続する立場」「老いを感じた時」「近い将来」

について、少し考えてみてはいかがでしょうか。

☆事前にお見積り提示し、ご納得の上で正式にご依頼をお受け致します。

☆業務内容により司法書士等の方と連携し、個人情報の漏洩もございません！